

令和2年4月8日

関係各位

公益財団法人日本関税協会東京支部

緊急事態宣言の発出に伴う在宅勤務の実施について

日頃から公益財団法人日本関税協会東京支部の業務運営にご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出されたことを受けて、日本関税協会東京支部においても当分の間、在宅勤務を行うことといたしました。

お問合せ、図書のご注文等については、下記のメールアドレスに連絡をいただければ幸いです。

なお、事務所の電話「03-3599-1542」は、火曜日と木曜日（11：00～15：00）のみの対応となります。

会員の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

公益財団法人日本関税協会

東京支部 事務局

E-mail bra\_tokyo@kanzei.or.jp

電話 03-3599-1542

電話対応は、火曜日と木曜日の11：00から15：00までの間のみ